

東京都市計画都市再生特別地区 総括図



- 凡例
- 都市再生特別地区（既決定）
 - 都市再生特別地区（変更）

東京都市計画都市再生特別地区
(淡路町二丁目西部地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田駿河台四丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田駿河台三丁目9地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(内神田一丁目地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目2地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内2-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内三丁目10地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日比谷地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内一丁目1-12地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内1-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内二丁目7地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内仲通り南周辺地区)

凡例

●用途地域（令和5年4月28日最終変更）、防火・準防火地域

種別	容積率	用途地域の種別	建築率	防火地域 準防火地域
	300%	第一種住居地域	60%	準防火
	400%			
	500%			
	300%	第二種住居地域	60%	準防火
400%				
500%				
	400%	商業地域	80%	防火
	500%			
	600%			
	700%			
	800%			
	900%			
	1000%			
	1200%			
	1300%			

●特例容積率適用地区

特例容積率適用地区

●文教地区

第一種 文教地区

第二種 文教地区

●中高層階住居専用地区

第二種中高層階住居専用地区

第四種中高層階住居専用地区

第五種中高層階住居専用地区

●路線式30m及び街区指定(下記以外のところは路線式20m)

路線式30mのところ

(都市計画道路は計画線から)

街区指定のところ

●日影規制(建築基準法に基づく指定)

規制される日影 (敷地境界線からの水平距離)	制限をうける建物の高さ	測定水平面の高さ
5mをこえる 10m以内	10mをこえる	平均地盤面 から4m
5時間以上	3時間以上	10mをこえるもの

●特定行政庁が指定する区域の内容(建築基準法に基づく指定)

A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6

道路幅員: 1.5 隣地幅員: 1.2

B: 道路幅員による容積率の低減係数0.8

C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8

詳細については、景観・都市計画課に備付けの指定図書をご覧ください。